

認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認可地縁団体印鑑要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(印鑑の制限)

第2条 要綱第3条第2項第6号に規定する市長が登録を受ける印鑑として適当でないこと認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 印材が金、銀、エボナイト等で特に軟質のもの
- (2) 輪郭がないもの又は花模様であるもの
- (3) 団体の名称等の刻印又は輪郭が欠損し、又は摩滅しているもの
- (4) 流し込み印その他当該印鑑の印影と同一の印影の印鑑を容易に入手できるもの
- (5) 竜紋、唐草模様等を附したもの
- (6) 逆さ彫り印
- (7) 団体の名称等の判読が困難なもの
- (8) 新潟市印鑑条例（昭和45年新潟市条例第5号）の規定により登録されている個人の印鑑

(印各登録申請書)

第3条 要綱第4条の規定による申請をしようとする者は、別記様式1による認可地縁団体印鑑登録申請書を市長に提出しなければならない。

(登録申請の確認)

第4条 市長は、要綱第4条の規定による申請があったときは、地縁団体台帳の記載事項並びに登録申請者の個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか前条の認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査し、確認しなければならない。

(印鑑登録原票)

第5条 要綱第5条認可地縁団体印鑑登録原票は、別記様式2のとおりとする。

(印鑑登録廃止申請書)

第6条 要綱第6条の規定による申請をしようとする者は、別記様式3による認可地縁団体印鑑登録廃止申請書を市長に提出しなければならない。

(印鑑登録の抹消)

第7条 要綱第8条第1項第5号に規定する市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるものは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が失踪の宣言を受けたとき
- (2) 登録した印鑑が共用である事実が判明したとき

(印鑑登録証明)

第8条 市長は要綱第10条の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、申請に係る印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、申請書の記載が適正であることを確認の上認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

2 認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合は、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(印鑑登録証明交付申請書)

第9条 要綱第10条の規定による申請をしようとする者は、別記様式4による認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。

(証明方法の特例)

第10条 要綱第9条による証明をすることができない特別な事情があるときは、印鑑登録者又は地方自治法施行規則第19条第1項第1号トに規定する代理人に登録されている認可地縁団体印鑑を提出させ、印鑑の印影を認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影と照合することにより証明することができる

(印鑑登録原票の改製)

第11条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票の印影又は記載事項が不鮮明となったときその他必要があると認めるときは、印鑑登録者に登録を受けている認可地縁団体印鑑を提出させ、認可地縁団体印鑑登録原票を改製するものとする。

附 則

(施行期日)

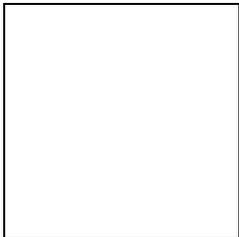
この要領は、平成7年1月23日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市 区長

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体 の 名 称	
	認可地縁団体 事務所の所在地	新潟市
	登 録 資 格	
	氏 名	生年月日 年 月 日 印
	住 所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本 人 住所 新潟市_____ 代理人 氏名_____

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録原票

登録印鑑	認可地縁団体の名称	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 0 auto;"></div>	認可地縁団体事務所の所在地	新潟市
	登録資格	代表者
	氏名	生年月日 年 月 日

登録番号	
登録年月日	年 月 日
認可地縁団体の認可年月日	年 月 日
登録資格者の住所	新潟市

登録資格者が認可地縁団体の代表者と異なる場合

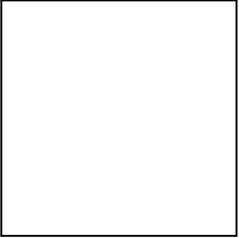
代表者氏名	
代表者の生年月日	
代表者の住所	

備考 _____

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市 区長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑


認可地縁団体の名称	
認可地縁団体事務所の所在地	新潟市
登録資格	
氏 名	生年月日 年 月 日 印日

※廃止しようとする認可地縁団体印鑑を押印した場合は、個人の印鑑の押印は不要です。

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

- 廃止の理由 亡失
- 破損
- 上記以外の理由 ()
- 申請書 本人 住所
- 代理人 氏名

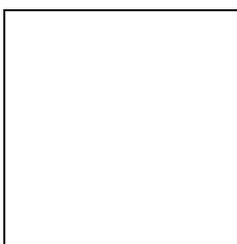
(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を「廃止しようとする認可地縁団体印鑑」欄に押印した場合は、個人の印鑑の押印は不要です。
- 3 登録している認可地縁団体印鑑を亡失・破損された場合で、廃止しようとする認可地縁団体印鑑欄に押印ができないときは、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明を添付してください。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市 区長

登録されている
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体事務所の所在地	新潟市
登録資格	
氏名	生年月日 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請書 本人 住所 新潟市_____ 代理人 氏名_____

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載してください。